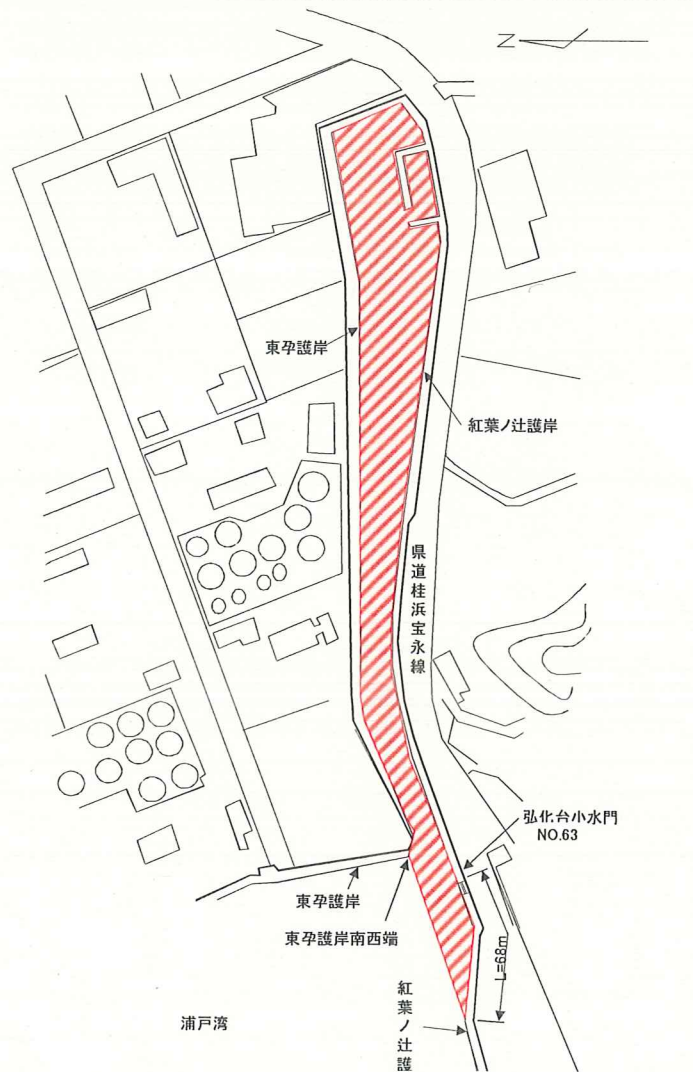


# 高知港における放置等禁止区域のお知らせ

高知港における放置等禁止区域


(高知市 タナスカ地区)



港湾法第37条の3第1項の規定により、高知港において放置等の行為を禁止する区域及び放置等を禁止する物件を下記のとおり指定する。

なお、指定は平成22年10月1日より適用する。

高知県知事

放置禁止物件	船 舶
放置等禁止区域 (高知市タナスカ地区)	弘化台小水門NO63から紅葉ノ辻護岸沿いに東に68mの地点から東孕護岸南西端まで引いた線と陸岸により囲まれた海面 (左図  部分)

放置等禁止区域には、許可を受けずに船舶を係留することができません。